

保護者 様

安中市立東横野小学校
校長 半田 裕司

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さまが、下記に該当する病気にかかられた場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。欠席扱いにはなりません。主治医から登校の許可ができるまでは、十分に休養をとってください。主治医から登校の許可がでましたら、下記の「証明書」に記入していただき、学校に提出してください。

感染症と出席停止の期間

	感染症の種類	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る)鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症	病気が治って、医師の許可があるまで
第2種	インフルエンザ (H5N1 新型を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が出なくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	熱が下がって、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状がなくなって2日を経過するまで
	結核	医師の許可があるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認め、許可があるまで

主治医 様

お手数ですが、感染症の場合は下記の証明書へのご記入をお願いいたします。

安中市立東横野小学校長

きりとり線

学校長 様

治癒証明書

年 組 氏名

病名

上記の者は、 月 日より出席停止になっていましたが、他への感染のおそれなくなりましたので、

月 日より登校可能と認めます。

令和

年

月

日

医師

印